

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市企業職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成30年3月28日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程

(生駒市企業職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 生駒市企業職員の職の設置に関する規程(平成元年4月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「主幹」を「課課長」に改め、「場長補佐」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事」を削り、同表技術職員の項中「主幹」を「課課長」に改め、「場長補佐」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副技師」を削る。

(市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部改正)

第2条 市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程(平成24年3月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(課課長)」に改め、同条中「主幹」を「課課長」に改める。

第10条第2項中「主幹」を「課課長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(主幹)

第10条の2 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 1 2 条の見出し及び同条第 1 項中「副係長、」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 3 条第 4 項及び第 1 5 条第 1 項中「主幹」を「課課長」に改める。

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第 3 条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程（平成 2 4 年 3 月生駒市水道事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「主幹」を「課課長」に改める。

第 3 条中「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査」を「主査を置く課にあつては、主査」に改める。

第 4 条第 3 項中「課長」を「、課長」に改め、同条第 4 項中「所管主幹」を「所管課課長」に改め、同条第 5 項中「主幹」を「課課長」に、「所管課長補佐」を「、所管課長補佐」に改め、同条第 6 項中「所管係長」を「所管主幹が、課長補佐及び所管主幹ともに不在のときは所管係長」に改める。

第 8 条及び第 1 1 条中「主幹」を「課課長」に改める。

別表中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市水道事業事務分掌規程の一部改正)

第 4 条 生駒市水道事業事務分掌規程（昭和 6 1 年 7 月生駒市水道事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出しを「（課課長）」に改め、同条中「主幹」を「課課長」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「主幹」を「課課長」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(主幹)

第 1 1 条の 2 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第13条の見出し及び同条第1項中「副係長、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第14条第4項及び第16条第1項中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第5条 生駒市水道事業事務決裁規程（平成28年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「主幹」を「課課長」に改める。

第4条中「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査」を「主査を置く課にあつては、主査」に改める。

第5条第1項中「部長が、」を「、部長が」に改め、同条第3項中「所管課長」を「、所管課長」に改め、同条第4項中「所管主幹」を「所管課課長」に改め、同条第5項中「主幹」を「課課長」に、「所管課長補佐」を「、所管課長補佐」に改め、同条第6項中「場長補佐」を「、場長補佐」に改め、同条第7項中「所管係長」を「所管主幹が、課長補佐及び所管主幹ともに不在のときは所管係長」に改める。

第6条第1項第9号中「総務課経営係長」の次に「、総務課主幹」を加え、「総務課主幹」を「総務課課長」に改め、同条第2項の表及び第3項の表中「、主幹」を「、課課長」に、「総務課経営係長及び」を「総務課経営係長、総務課主幹及び」に、「総務課経営係長、総務課課長補佐、総務課主幹」を「総務課経営係長、総務課主幹、総務課課長補佐、総務課課長」に改め、同条第4項第2号及び第3号中「総務課主幹」を「総務課課長」に改める。

第10条、第14条第1項及び別表中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市水道事業文書取扱規程の一部改正)

第6条 生駒市水道事業文書取扱規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第10条中「副係長、係長」を「係長、主幹」に、「主幹」を「課課長」に改める。

様式第4号中「主幹」を「課課長」に、

「
係長・副係長・主査
」
を

「
主幹
係長・主査
」
に改める。

(生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第7条 生駒市企業職員の給与に関する規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第10条の表中「主幹」を「課課長」に改める。

第11条第1項の表及び第2項の表中「主幹」を「課課長」に改める。

別表第2の2級の項から5級の項までを次のように改める。

2級	主事及び技師の職務
3級	主任の職務
4級	係長及び主査の職務
5級	主幹の職務

別表第2の7級の項中「及び主幹」を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。